

岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置付け

本評価要領は、岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び事業者の選定方法を示すものである。

2 評価方法及び事業者の選定

- (1) 客観的評価、企画提案書評価及び価格評価を行い、最優秀提案者を特定する。
- (2) 客観的評価及び価格評価は、事務局が参加表明書等の提出資料及び見積書を基に参加者の審査を行う。
- (3) 企画提案書評価は「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 客観的評価、企画提案書評価及び価格評価の配点は、以下のとおりとする。

評価項目	配点	備考
客観的評価	20	事務局による確認
企画提案書評価	60	審査委員会による確認
価格評価	20	事務局による確認
合計	100	

3 評価基準

(1) 客観的評価

評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
①参加者の同種業務の実績	実績の種類、件数について評価	10
②業務主任者の同種業務の実績	実績の種類、件数について評価	10

① 参加者の同種業務の実績

平成 28 年 4 月 1 日以降に「平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2」による建築物の類型 4 から 12 に該当し、延床面積 5,000 m²以上の建築物の移転に伴って行われた本業務と同種（別紙「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託仕様書 7 業務内容」の記

載内容に類似した) 業務を受託し、公告日現在において、当該業務が完了している実績(最大5件)を1件ごとに、基礎配点(A)2点として、区分係数(B)を乗じた点数を合計し、評価する。

最大件数	基礎配点 A
5	2

実績	区分係数 B
什器	0.8
実験設備	0.8
両方	1.0

② 業務主任者の同種業務の実績

平成28年4月1日以降に「平成21年国土交通省告示第15号別添2」による建築物の類型4から12に該当し、延床面積5,000㎡以上の建築物の移転に伴って行われた本業務と同種業務を受託し、公告日現在において、当該業務が完了している実績(最大5件)を1件ごとに、基礎配点(A)2点として、区分係数(B)を乗じた点数を合計し、評価する。

最大件数	基礎配点 A
5	2

実績	区分係数 B
什器	0.8
実験設備	0.8
両方	1.0

(2) 企画提案書評価

評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりとする。

審査委員会委員の持ち点を20点とし、企画提案書の各評価項目の配点に評価係数を乗じた点数を合計し、評価する。

評価項目		評価基準	配点 (点/人)	小計
業務実施方針	業務への取組方針	業務の目的、内容の趣旨を理解した提案となっているか。	2	18
	業務の実施体制	確実な業務の遂行及びリスク管理体制を有しているか。	2	
	業務スケジュール	具体的かつ実現性のあるスケジュールが示されているか。	2	
【テーマ1】	ライフサイクルコストを考慮したコストの最適化	ライフサイクルコストを考慮し、限られた予算で費用対効果を最大化させる合理的根拠が示されているか。また、転用	5	15

		又は新規購入の判定プロセスの整理について考え方が示されているか。		
【テーマ2】	エリア特性に応じた意匠性等と既存什器等活用の提案	整備コストの適正化と意匠性及び機能性を両立させるため、エリア特性に応じた転用の判断基準や新規購入の優先順位に関する考え方が示されているか。また、既存什器等を新しい空間に馴染ませるための工夫や古さを感じさせずに機能性を維持・活用するための提案が示されているか。	5	15
【テーマ3】	独自提案 (業務を進める上で重要と考えることや自社の優位性)	独自性及び優位性があり岐阜薬科大学のキャンパス整備にとって有効な考え方が示され、経験や実績に基づく具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	4	12
合計			20	60

評価	評価係数
A：非常に優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：適切である	0.6
D：やや不十分である	0.4
E：不十分である	0.2

(3) 価格評価

評価項目及び評価基準、配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
見積書	見積書の見積金額（税込）によって評価する。 評価点（配点）＝ $a \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})$ ※ a は非公表とする。 ※算出した評価点の上限は配点とし、端数が生じる場合は、小数点第5位以下を切り捨てとする。	20